

国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守る
ためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートし、2024年に国保運営方針の大きな見直しが行われる。

2023年11月開催の国保制度改善強化全国大会の宣言でも、国保は「中高年齢者が多く加入し、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）（以下「保険料」という。）の負担率が高いという構造的問題を抱えている」と指摘している。

本土との所得格差が大きく、さらに物価高騰などで、県民生活の困窮が深まる中、国民皆保険制度の中核を担う国保制度は県民の命を守る社会保障制度として改善が緊急に求められている。

国保運営方針には、保険料の平準化と財政均衡に向けた取り組みを明記することとなっているが、国保の構造的問題を解決しないまま、平準化と財政均衡を求めれば、さらに保険料の大幅引き上げは避けられず、他保険との格差を拡大させ、困窮に苦しむ県民生活をさらに追い込むものとなる。

さらに、国保における市町村の保険料独自減免を決算補填等目的繰り入れとして解消すべきとしており、全国知事会による「地方の取組を阻害することがないよう地方の意見を尊重すべき」との指摘に反するものである。

沖縄県第3期国保運営方針素案では、令和6年からの統一はしないとあるが、一方では、格差解消の取組を進め、「令和6年度から10年度頃まで行った後、医療費水準の市町村格差が縮小した場合は、統一に向けた取組を加速化する」とある。

医療費水準を加味しない完全統一となれば、医療提供水準の格差が大きい沖縄県では、医療の提供は十分にできず受益が少なくても、保険料は同じだけ徴収されるという新たな不公平を生み出すことになる。

国において、財政支援のさらなる強化、法定外繰り入れ等により高すぎる保険料を引き下げるなど、市町村による保険料決定、自主性を尊重し、沖縄県民の生活困窮を鑑み、国保制度の改善のため、次の事項について要請する。

記

- 1 国の財政支援を抜本的に強化し、国民皆保険最後の砦である市町村国保財政を安定させ、他保険と比べ高すぎる保険料を引き下げること。
- 2 困窮する県民に寄り添う国保運営とすること。特に国民健康保険法第44条及び第77条（地方税法第717条）に基づく一部負担金減免、保険料減免において要件を緩和し、周知を徹底すること。
- 3 国保の保険料引き上げにつながるような統一保険料を市町村に強制しないこと。
- 4 一般会計からの法定外繰り入れは市町村の権限であり、解消を求めないこと。
- 5 就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除とすること。
- 6 国保に、傷病手当や出産手当を国の交付金によって創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 法務大臣 財務大臣 衆議院議長 参議院議長